

意見書

平成 20 年 6 月 23 日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 980-8420

(ふりがな) せんだいし あおぼく ほんちょう

住所 仙台市青葉区本町2-10-28

(ふりがな) かぶしかいしゃ えふえむせんだい

氏名 (株)エフエム仙台

ただもとひさ

代表取締役社長 多田 基久

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

総務省「マルチメディア懇談会報告書（案）」に対するパブリックコメント

第1章 検討の基本視点／2 基本的な考え方／（1）基本的な考え方

事業者の自主性を重んじ、マルチメディア放送の発展を留意されたことには賛同する。

第2章 実現する放送／「地方ブロック向け放送」

地方ブロック向けデジタルラジオ放送では、できる限り柔軟なサービス提供を可能とする一方、既存ラジオ局のノウハウ・貢献度・実績が、いわば放送の「進化と継承」を志向していると受け取っているが、よろしいか？

なお、FM多重放送やFMケータイなどFM放送事業者が取り組んできたデータ放送やその関連サービスなど制度への追加を望む。

第3章 周波数の割当て／1 サービスエリアにおける世帯カバー率

開局5年後のサービスエリア世帯カバー率90%の条件は、非常に厳しいものである。地域の条件や新規事業に配慮した別案の提示を望む。

第3章 周波数の割当て／3 新たな周波数割当て方法の検討／「地方ブロック向け放送」の扱い

地方ブロックの区分けは、あらかじめ国が決定すべきである。

また、申請が行われない地方ブロックが生じた場合、「全国向け放送」に改めた上で再度参入希望者を募集とする考えだが、「ブロック放送」の基本方針に反する。

第4章 制度のあり方／2 参入規律／（1）参入の枠組み（いわゆるハードとソフト）

ソフト・ハード分離の考え方は、ソフト事業者が参入しやすくなり規制緩和の精神にも通じ、競争原理も働くことは、事実であろう。

なお、報告書において、ハード・ソフトを強制的に分離するものではないことを確認したい。そうであれば参入の多様性を確保できることになる。

第4章 制度のあり方／3 事業規律 / サイマル放送の扱い

ラジオ局の参入により現行アナログ放送のサイマル放送は、コンテンツの認知度含め聴取者にとってもラジオ事業者にとっても歓迎すべきである。

馴染みのある人気コンテンツが放送されることで、マルチメディア放送への接触率も高まるものと思われる。また、付加価値として番組関連のダウンロードサービスも考えられ、サイマル放送は不可欠である。

第4章 制度のあり方／3 事業規律／ソフト事業者とハード事業者の間の規律

ソフト事業者とハード事業者間において、現行放送法と同じような受委託制度は必要であり、両者間の部内取引の透明性確保は重要である。また、公共公益という側面からソフト事業者には免許などの認定制度を設けるべきと考える。

これにより国民の信頼も高まり事業規律の高揚も図れる。